

●香川県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年4月27日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	香 川 芳 文
同	高 城 宗 幸

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
西部教育事務所	平成30年1月12日
香川西部養護学校	〃
観音寺第一高等学校	〃
坂出高等学校	平成30年1月15日
盲学校	〃
飯山高等学校	〃
農業経営高等学校	〃
三本松高等学校	平成30年1月16日
多度津高等学校	平成30年1月17日
高松養護学校	平成30年1月18日
高松北高等学校	〃
高松北中学校	〃
屋島少年自然の家	平成30年1月19日
志度高等学校	〃
高松商業高等学校	平成30年2月5日
高松桜井高等学校	〃
特別支援教育課	平成30年2月9日
人権・同和教育課	〃
健康福利課	〃
生涯学習・文化財課	平成30年2月14日
保健体育課	〃
(新県立体育館整備推進室)	
高校教育課	平成30年2月21日
義務教育課	〃
総務課	〃
高松南高等学校	平成30年3月26日
図書館	〃
聾学校	〃

津田高等学校	〃
教育センター	〃
五色台少年自然センター	〃
東部教育事務所 (小豆分室)	〃
埋蔵文化財センター	〃
香川中部養護学校	〃
善通寺養護学校	〃
石田高等学校	〃
高松工芸高等学校	〃
香川丸亀養護学校	〃
高松東高等学校	〃
三木高等学校	〃
香川東部養護学校	〃
丸亀高等学校	〃
香川中央高等学校	〃
丸亀城西高等学校	〃
坂出商業高等学校	〃
琴平高等学校	〃
善通寺第一高等学校	〃
小豆島中央高等学校	〃
坂出工業高等学校	〃
高瀬高等学校	〃
高松高等学校	〃
笠田高等学校	〃
高松西高等学校	〃
観音寺総合高等学校	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

(ア) 現金で納付された生産品売払代金について、遅滞なく指定金融機関に払い込まれていたが、現金受払簿への登記が漏れているものがあった。(多度津高等学校、豊学校、坂出工業高等学校)

(イ) 証紙を貼付した書類について、月ごとに取りまとめ、通し番号を記入し、袋とじにして保存できていなかった。また、定額小為替等により収納した場合の証拠を、証紙を貼付した

書類の最後に新たな通し番号を記入して、保存していなかった。(坂出商業高等学校)

イ 支出について

国際文化交流促進事業費補助金において、事業が完了しているにもかかわらず、交付決定の手続ができていなかった。(高校教育課)

ウ 手当について

(ア) 連絡調整及び指導助言に係る特殊勤務手当の支給について、過大に支給しているものがあった。(観音寺第一高等学校、飯山高等学校、農業経営高等学校)

(イ) 対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務で、泊を伴うものに従事する場合に支給する特殊勤務手当について、支給していないものがあった。(高松桜井高等学校)

エ 旅費について

依頼旅費について、支払が6か月以上遅延しているものが散見された。(生涯学習・文化財課)

オ 財産について

公益財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団屋島事業所が設置している冷蔵庫等について、行政財産の目的外使用許可に係る手続を行っておらず、また、電気料を負担させていなかった。(屋島少年自然の家)

カ 物品について

小型貨物自動車について、6か月法定点検をしていなかった。(屋島少年自然の家)

キ 契約について

(ア) 物品購入契約において、一般競争入札を経て契約を締結した後に、入札時の仕様書に定める購入商品の種類、数量等について、変更契約を行っているものがあった。(観音寺第一高等学校)

(イ) 印刷物発注に係る一般競争入札において、最低制限価格を設定せずに落札者を決定し、契約しているものがあった。(埋蔵文化財センター)

(ウ) 物品購入について、予定価格が50万円を超えていたにもかかわらず、書面による予定価格を作成していないものがあった。(高瀬高等学校)

(3) 検討指示事項

ア 支出について

香川県競技スポーツ強化本部補助金交付要綱について、補助対象経費の区分及び補助率に係る規定を定めるよう検討する必要がある。(保健体育課)

イ 物品について

数年にわたり倉庫で保管している借入物品について、適正に管理するとともに、有効利用について検討する必要がある。(高松商業高等学校)

ウ 契約について

(ア) 集団宿泊学習生徒送迎支援業務委託については、業務実施に必要な委託料から業務実施に伴う収入が相殺されるなど、契約上の問題があるので見直しを検討する必要がある。(義務教育課)

(イ) 高松養護学校と香川中部養護学校のスクールバス運行委託業務について、別々に契約しているが、隣接した学校であるため、契約の統合を検討する必要がある。(高松養護学校、香川中部養護学校)

(ウ) 同一期間で実施するガラス清掃、床面洗浄及びワックス塗布作業の発注について、別々に発注するのではなく、まとめて発注できないか検討する必要がある。(普通寺第一高等学校)